

会派代表質問

市民の皆様への安心・安全を守り 住み続けたいまちづくりをめざして

公明党

秋葉 好美 議員



問 一般行政について、市の財政状況について伺います。以下の4点について伺います。1. 令和3年度決算状況について、2. 現在の経常収支比率の状況について、3. 市債を発行し現在の負債及び回復見込みについて、4. 歳入についてお聞かせ下さい。

答 令和3年度的一般会計決算です。歳入決算額が約178億2000万円、歳出決算額は約169億3000万円であり、歳入歳出の差引がおよそ9億9000万円です。経常収支比率は、普通交付税などの経常一般財源が増加したため、昨年度から5.0ポイント減少し、94.6パーセントとなりました。しかしながらこの数値は、県の平均に比べて5ポイント以上上回る見込みであり、極めて高い水準にあります。続いて、3点目ですが、市債の現在高と回復見込みについてですが、令和3年度末時点、一般会計と土地区画整理事業特別会計を合わせた普通会計における市債の残高は、約156億1568万円の状況であります。市債の償還額は令和4年度にピークを迎えることから、新規の市債発行を抑制することにより、令和5年度以降の償還額は緩やかに減少していく見込みです。最後に、4点目の歳入ですが、コロナ禍において基幹財源である市税収入が低迷する中、地方交付税をはじめとした国の財政措置が拡充され、財政調整基金からの繰り入れ抑制が図られつつあります。その一方

で、将来的な人口減少や高齢化の一層の進展により、税収の伸びは期待できず、増大する財政需要に対応するには、納税や未利用市有地の売却に加え、都市計画税の導入など新たな自主財源の確保に向けた抜本的な取り組みも必要であると考えております。

問 一括で1番目から4番目まで答弁いただきました。歳入面においては厳しい状況下ではありますが、今政府が打ち出している「みどりのシステム戦略」というのが2030年から2050年という長いスパンで研究していただきたいと思っております。また、今ある観光資源を、もう一度見直して、先を見据えた内容も考えていくべきかと思いますが、課長、如何か再度お聞かせ下さい。

答 可能な限りの財源対策を実施し、将来を見据え、新規事業の抑制や既存事業の見直し、市民サービスの維持に鋭意取り組んでまいります。

問 次に後期高齢者医療費窓口負担について伺います。令和4年10月1日より75歳以上の高齢者医療費窓口負担について、後期高齢者のうち年収200万円以上の方が2割に引上げられます。改正後の国が示す負担割の要件は、課税所得28万円以上かつ被保険者単身世帯では200万円以上となります。そこで何か負担に對して配慮措置があればお聞かせ下さい。

答 窓口負担割が2割に変更となる方には急激な負担増額を抑制するため、施行後3年間は、1ヶ月の外來医療の負担増加額を3000円までに抑える配慮措置が設けられております。

関連質問

上代 和利 議員



問 九都県市合同防災訓練の概要について

答 10月23日に本市を千葉県会場とした九都県市合同防災訓練は、県や市、各防災機関の連携や自主防災組織の活動など、実務的な訓練を実施し地域防災力の向上を目的としている。各種訓練は、千葉県東方沖を震源とする地震が発生、本市は震度6強、建物倒壊、ライフライン機能麻痺などの被害が発生し、大津波が襲来することを想定する。白里海岸駐車場では、自衛隊や消防などによる救出救助訓練、関係機関によるライフライン等応急復旧訓練を実施。大網白里アリーナでは、防災啓発、災害ボランテニアセンター設置訓練を実施。増穂北小学校では、自主防災組織等による避難所設置運営訓練や応急給食訓練を実施、津波避難ビルなどの津波避難施設では津波避難訓練や孤立避難者救助訓練を実施、大網病院南消防署では、災害医療関係機関による応急救護所等設置運営訓練を実施します。

問 市民の皆様への訓練の周知について

答 市内や近隣市町の大型店舗やコンビニエンスストアなどの周知ポスター掲示、区、自治会への回覧文書、広報紙やホームページ、ツイッターへの掲載、防災行政無線により周知し、訓練に多くの方々に参加していただけるよう呼び掛けてまいります。

他に、福祉避難所の現状と今後の対応について、北今泉北避難路の整備状況について、移動スーパリの利用者の意見と課題について、今後の新たな買い物支援等について質問させていただきます。

関連質問

引間真理子 議員



問 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が国会で可決され施行されました。医療的ケア児の在宅療養は家族の負担が重く、24時間のケアのために保護者が仕事を失う、新たな就労を断念せざるを得ない等、社会とのつながりを失い、孤立する状況が生じています。日常生活及び、社会生活を社会全体で支えていくことや、個々の医療的ケア児の状況に応じて、切れ目のない支援を行うこととしていきます。医療的ケア児の概要と支援の流れについて伺います。

答 医療的ケア児とは、日常生活及び、社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童と定められており、心身の機能に障害があり、日常的に医療的ケアが必要な児童のことです。医療的ケアは家族等が行います。医療的生活援助行為のことで、人工呼吸器による呼吸管理やたん吸引、病気等で口から食事を取ることが難しい方が胃や腸に直接栄養剤を注入する経管栄養などがあり、それぞれが抱える疾病や状態は様々でございます。支援の流れについては、社会福祉課において障害福祉に関する制度や障害福祉サービスの内容、児童発達支援など障害児のサービスや、たん吸引おむつ等の日常生活用具の支給など提供しており、専門的な相談機関として千葉県医療的ケア児等支援センターとも連携を取りながら医療的ケア児の支援をしております。

問 小・中学校の受入れについて

答 就学における保護者等から相談があった場合にはどのようなケアが必要なのか関係機関等との連携も図りながら適切な就学につなげられるよう努めていきたいと考えています。

個人質問

①生活保護について ②新型コロナウイルス感染症防止対策

蛭田 公二郎 議員



① 生活保護行政について

問 厚生労働省のホームページには、「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください」と書いてあります。では、生活保護がためらわずに申請されているのか。本市での状況はどうか。

答 各年度の4月1日現在で、平成30年度は234世帯、令和元年度は232世帯、令和2年度は221世帯、令和3年度は232世帯、令和4年度は262世帯となっております。

生活保護がコロナ禍においてそれほど増加していないのは、生活保護制度の申請要件に何か利用をちゅうちよさせるものがないだろうか。

「生活保護を何で利用しないんですか」という問いに「3分の1の人が家族に知られたくない」というアンケート結果がある。

問 令和3年度の生活保護の申請数と、そのうちの扶養照会件数は。

答 令和3年度は53世帯から生活保護の申請があり、そのうち実際に扶養照会を行ったのは49世帯でございます。

問 扶養義務は保護に優先するが、保護の要件ではないと解釈するかどうか。

答 必ずしも保護の要件ではないものと認識しております。

昨年4月改定の「生活保護問答集」で次のことが書き加えられています。「実際に扶養義務者からの金銭的扶養が行われたときに、これを被保護者の収入として取り扱うこと等を意味するものであり、扶養義務者による扶養の可否、扶養するかしないかの可否、保護の適否の判断に影響を及ぼすものではない」と。これは重要な改定。

問 生活保護法80ヶ条の中には、扶養照会を行うと行わなければならないとか、こういう規定は一切ない。扶養照会に法的義務はないということについて、改めて確認したい。

答 必要に応じて関係機関への調査は行いますが、扶養義務者への扶養照会を行わないことから、義務ではございません。

昨年1月28日の参院予算委員会、当時の田村厚労大臣は、「扶養照会は義務ではない」と何回も繰り返している。法的義務がないが、実施要領に書き込まれ、それが生活保護の申請をためらわせる最大の原因になっている。少なくとも、国会審議や運用通達などを越えるような無理な扶養照会がないように慎重な対応をお願いしたい。

問 民法上、「扶養義務」は第三親等までだが、扶養照会にあたっては一律・機械的に行うことのないようにすべきと思うが。

答 扶養照会につきましては、保護申請時において生活歴等を聴取し、親族との交流の有無や虐待等の事実はないかを確認した上で、本人から同意を得て実施しております。

本人が拒んでいることに対してどう対応するかという点についても、昨年、問答集に書き加えられた。扶養照会を拒んだ場合は、何で拒んでいるのかと丁寧に聞き取り、その上で、本当にこの対象者について扶養照会を行うことが適切であるかどうか改めて検討すると言っている。念頭に入れて現場でも対応されたい。以上のほか、②新型コロナウイルス感染症防止対策について質問しました。